

2-1 日本森林学会理事会内規

(理事の分担)

第1条 日本森林学会定款第33条第3項に基づき、理事の役割分担を定める。

(総務担当理事)

第2条 総務担当理事の業務は、以下の通りとする。

- (1) 文書及び規則に関する事項
 - (2) 総会及び理事会に関する事項
 - (3) 会員の入退会及び会員データ等に関する事項
 - (4) 代議員及び役員選挙に関する事項
 - (5) 公官署への届け出に関する事項
 - (6) 科学研究費補助金(研究成果公開促進費)申請に関する事項
 - (7) 事務局に関する事項
 - (8) その他、他の理事の分担に属さない事項
- (会計担当理事)

第3条 会計担当理事の業務は、以下の通りとする。

- (1) 予算・決算、その他経理に関する事項
 - (2) 金銭、財産及び物品の出納保管に関する事項
 - (3) 会費の徴収及び会員名簿に関する事項
 - (4) 学会誌等の頒布に関する事項
 - (5) 会計監査に関する事項
- (大会担当理事)

第4条 大会担当理事の業務は、以下の通りとする。

- (1) 大会の開催・運営に関する事項
- (2) 大会運営委員会に関する事項
- (3) 日本森林学会学術講演集の刊行に関する事項
- (4) 大会の経理に関する事項

2 大会担当については、毎年開催されることから、2年後の開催を考慮して配置することとする。

(日林誌担当理事)

第5条 日林誌担当理事の業務は、以下の通りとする。

- (1) 日林誌の編集及び刊行に関する事項
 - (2) 日林誌編集委員会に関する事項
- (JFR担当理事)

第6条 JFR担当理事の業務は、以下の通りとする。

- (1) JFRの編集及び刊行に関する事項
 - (2) JFR編集委員会に関する事項
- (森林科学担当理事)

第7条 森林科学担当理事の業務は、以下の通りとする。

- (1) 森林科学の編集及び刊行に関する事項
 - (2) 森林科学編集委員会に関する事項
- (広報担当理事)

第8条 広報担当理事の業務は、以下の通りとする。

- (1) 学会ウェブサイトの維持、更新、管理に関する事項
 - (2) 学会事業、学術交流、各種公募等のウェブサイトを通じた広報に関する事項
 - (3) 広報委員会に関する事項
 - (4) 日本森林学会メールマガジンの発行及びメンバーリストの管理に関する事項
- (企画担当理事)

第9条 企画担当理事の業務は、以下の通りとする。

- (1) 本会の事業の企画及び学会活動の活性化に関する事項

(2) 企画委員会に関する事項

(表彰担当理事)

第10条 表彰担当理事の業務は、以下の通りとする。

- (1) 日本森林学会賞等の選考及び日本農学賞等の推薦に関する事項
 - (2) 表彰委員会に関する事項
- (ダイバーシティ推進担当理事)

第11条 ダイバーシティ推進担当理事の業務は、以下の通りとする。

- (1) ダイバーシティ推進に関する事項
- (JABEE担当理事)

第12条 JABEE担当理事の業務は、以下の通りとする。

- (1) 日本技術者教育認定機構(JABEE)及び森林・自然環境技術者教育会(JAFEE)に関する事項
- (学協会連携担当理事)

第13条 学協会連携担当理事の業務は、以下の通りとする。

- (1) 日本農学会、日本学術会議等との連携協力に関する事項
 - (2) 森林関係の団体との連携に関する事項
- (木材学会連携担当理事)

第14条 木材学会連携担当理事の業務は、以下の通りとする。

- (1) 日本木材学会との連携に関する事項
- (国際交流担当理事)

第15条 国際交流担当理事の業務は、以下の通りとする。

- (1) 国際学術交流の推進に関する事項
- (関係機関との連携)

第16条 上記の他、森林・林業技術団体及び公立試験研究機関との連携を目的に、その関係者を理事に加えることができる。

(常任理事)

第17条 常任理事は、原則として第2条から第11条の理事とする。

(主事の配置)

第18条 定款第40条に定める主事は、原則として第2条から第11条の常任理事に配置することができる。

2 各担当主事の数、その業務量及び継続性を考慮して配置する。

3 具体的な選考に当たっては、担当理事が理事会に推薦することとする。

(就任及び退任承諾書)

第19条 定款第22条第1項第1号により総会で役員に就任した場合は、役員は別に定める就任承諾書を会長に提出しなければならない。

2 同じく退任或いは解任した場合は、退任承諾書を会長に提出しなければならない。

(委嘱書)

第20条 定款第42条第1項第4号による理事の選定に際して、委嘱書によって行わねばならない。

(理事の報告義務)

第21条 理事は、学会に著しい損害を及ぼすおそれ

のある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

(内規の変更)

第22条 この内規を変更する場合は、理事会に諮って定めるものとする。

附 則

1. この内規は、平成23年6月15日から施行する。

2. この内規は、平成26年3月26日から施行する。

3. この内規は、平成28年5月22日から施行する。

4. この内規は、平成29年4月18日から施行する。

5. この内規は、平成30年4月24日から施行する。

付表 第19条の就任承諾書及び退任承諾書